

広島県告示第四百六十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第一百七十一条第四項前段の規定によって、次のとおり会計管理者の事務の一部の委任を解除させ、及び会計管理者の事務の一部を委任させた。

平成二十四年五月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

会計管理者の事務の一部の委任を解除した出納員	会計管理者の事務の一部の委任を受けた出納員	解除又は委任した事務	解除した年月日	委任した年月日
広島県立身体障害者更生相談所に所属する次の職員 西岡 泰英	広島県立身体障害者更生相談所に所属する次の職員 沖田 喜央	当該出納員の所属する所の物品の出入及び保管	平成二十四年三月二日	平成二十四年四月一日